

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第5号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「向島秀蓮小中学校教育企画推進室副室長，京北地域小中一貫教育校教育企画推進室副室長」を「京都京北小中学校教育企画推進室副室長，新定時制高校開設準備室長，新定時制高校開設準備室副室長」に改め，「，総合教育センター学校統合推進室向島秀蓮小中学校開設準備室長」を削り，同表3の項中「向島秀蓮小中学校教育企画推進室長，京北地域小中一貫教育校教育企画推進室長」を「京都京北小中学校教育企画推進室長」に改め，「生徒指導課長」の右に「，総合教育センター研究課長」を加える。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)